

鹿児島大学大学院連合農学研究科学生何でも相談窓口に関する細則

平成 25 年 9 月 6 日

鹿大連細則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、鹿児島大学学生何でも相談室規則（平成 16 年規則第 121 号）第 7 条の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）における学生何でも相談窓口（以下「相談窓口」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 相談窓口は、研究科指導教員制度を補完するものとして、研究科内の関係委員会や研究科内外の相談機関等との連携を図りながら、学生の修学その他の日常生活に関する諸問題について相談活動を実施し、かつ、必要な支援を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 相談窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の諸問題に係る相談、助言及び援助に関すること。
- (2) 学生相談に係る関係委員会等との連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に規定する業務に必要な調査及び報告に関すること。
- (4) その他相談窓口に関すること。

(組織)

第 4 条 相談窓口は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 相談員 研究科及び構成大学各研究科にそれぞれ 1 名
- (2) 学生支援担当事務職員 若干名

(相談員及び学生支援担当事務職員)

第 5 条 相談員は、研究科にあつては専任教員をもって充て、構成大学各研究科にあつては代議委員会委員の中から代議委員会において選出された者とする。

- 2 研究科の相談員は、相談窓口を総括する。
- 3 学生支援担当事務職員は、相談内容に応じて連大事務室から担当者を充てる。

(雑則)

第 6 条 この細則に定めるもののほか、相談窓口に関することは研究科代議委員会で定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 9 月 6 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。